

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳										郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	20円	10円	1円		
民事訴訟	通常訴訟	8					10	5	5	10	10		6,000円(※郵送費用を電子納付する場合、郵便切手で納付する場合は、不要。) 相手方1名増えるごとに2000円追加	相手方が1名増すごとに2,440円を追加 (内訳) 500円4枚 110円4枚
民事調停	民事調停						4		4		4	4	684円	相手方が1名増えるごとに、190円分の郵便切手を追加(内訳:110円1枚 50円1枚 20円1枚 10円1枚)
民事執行	担保不動産競売申立て(形式的競売申立てを含む) (本庁に申し立てる場合)												0円	売却単位1つ増えるごとに400,000円追加
	担保不動産競売申立て(形式的競売申立てを含む) (管内支部に申し立てる場合)	20					30	20	20	20	30	10	17010円	物件数1～5 600,000円 6～10 700,000円 11～15 800,000円 16～20 900,000円 20～25 1,000,000円 物件数が5件を超えるまでごとに100,000円追加
	強制競売申立て												0円	売却単位1つ増えるごとに400,000円追加
	強制競売申立て (管内支部に申し立てる場合)	20					30	20	20	20	30	10	17010円	物件数が5件を超えるまでごとに100,000円追加
	担保不動産収益執行申立て												0円	事案(物件の規模)に応じて増額を検討
	強制管理申立て												0円	事案(物件の規模)に応じて増額を検討
	自動車競売申立て												0円	車1台につき
	債務名義に基づく債権差押え	4			1		6						2840円	第三債務者に陳述催告の申立てをする場合、第三債務者が1名増すごとに、「1,290円1組,110円2枚」を「各1組」(1,510円分)増やす。
	養育費等に基づく債権差押え	4			1		6						2840円	上に同じ
	抵当権に基づく物上代位としての賃料差押え	4			1		6						2840円	上に同じ
	財産開示	10					20			15	20		7700円	7,000円(※郵送費用を保管金により納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。) 管内支部については、郵便切手納付による方法のみ
	情報取得(預貯金)						1						110円	5000円 第三者が1名増えるごとに4,000円追加。郵便切手(申立人返送用)について、第三者が1名増えるごとに110円追加
	情報取得(預貯金) (管内支部に申し立てる場合)	2					7		3	2			1960円	2000円×第三者の数 第三者が1名増えるごとに郵便切手1,320円追加。予納金は、第三者への報酬
	情報取得(給与、不動産)												6000円	第三者が1名増えるごとに2,000円追加
	情報取得(給与、不動産) (管内支部に申し立てる場合)	7					10		7	10	10		5,250円	
	不動産引渡命令	4					4						2440円	郵便切手について、1,220円×当事者(申立人・相手方)の数、相手方1名増えるごとに1,220円追加
	代替執行(建物収去命令等)・ 間接強制	10						10		10	10		6300円	6000円(郵便料を保管金で納める場合、郵便切手で納める場合は不要。当事者が1名増えるごとに2500円追加。) 郵便切手について、当事者1名増えるごとに1,220円×2組追加
	執行費用前払い	4					4						2440円	代替執行(授権決定)と同時に申立てなら不要
	執行費用額確定処分	6					6						3660円	5,000円(郵便料を保管金で納める場合、郵便切手で納める場合は不要。当事者が1名増えるごとに2500円追加。) 郵便切手について、当事者1名増えるごとに1,220円×2組追加
保全	債権仮差押	4			1		6		1		2		3030円	第三債務者が1名増すごとに「1,290円,300円,110円×2」を「各1組」(1,810円分)増やす。
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	3			1		3		1		4		2220円	滞差があれば(110円)×滞差庁の数 登記所が1か所増すごとに「590円,300円」(890円分)を増やす。
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2					2						1220円	
保護命令	保護命令	2					5	10			10	10	2660円	
労働審判	労働審判	4						8	8	8	8		3440円	3500円(※郵送費用を電子納付する場合、郵便切手で納付する場合は、不要。)

庁名 京都地方裁判所本庁・管内支部（執行官）
郵便切手及び予納金一覧（令和7年10月1日～）

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	20円	10円	1円			
執行	動産執行												0円	40,000円	
	動産競売												0円	40,000円	
	動産（自動車、建設機械含む）引渡												0円	40,000円	一台増すごとに20,000円追加（ただし、動産、軽自動車を除く。）。
	不動産引渡（明渡）執行												0円	100,000円	対象不動産一個（一筆）増すごとに40,000円追加。
	代替執行（建物・工作物収去・動産撤去等）												0円	土地明渡しあり 50,000円 その他	対象物一個増すごとに40,000円追加。仮処分についても同様。
	子の引渡し												0円	100,000円	事案に応じて追加あり。仮処分についても同様。
	援助立会												0円	30,000円	
保全	動産仮差押												0円	40,000円	
	動産仮処分（動産現状保管）												0円	40,000円	
	動産仮処分（自動車断行保管）												0円	40,000円	一台増すごとに30,000円追加（軽自動車を除く。）。
	動産仮処分（建設機械引渡し）												0円	40,000円	一台増すごとに30,000円追加
	不動産仮処分（現状保管）												0円	40,000円	一個（一筆）増すごとに30,000円追加
	不動産仮処分（断行保管、引渡し）												0円	100,000円	一個（一筆）増すごとに40,000円追加
	子の引渡し												0円	100,000円	事案に応じて追加あり。執行と同様
その他	破産封印												0円	20,000円	自動車が一台又は執行場所が増すごとにそれぞれ10,000円追加
	評価立会												0円	20,000円	自動車が一台又は執行場所が増すごとにそれぞれ10,000円追加
	執行証書送達												0円	15,000円	
	告知書等送付												0円	15,000円	